

(変更)

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	経営支援課	検索番号	5 - 2
法令名	中小企業団体の組織に関する法律	根拠条項	5の23 - 3		
許認可等	協業組合の定款の変更の認可				
1 根拠規定(許認可要件)					
定款の変更は、知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
知事は、変更の手續又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと、事業を行うために必要な経済的基礎を有すること、協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであることが認められるときは、定款の変更の認可をしなければならない。					
2 審査基準					
協業組合の定款変更の認可に当っては、次の要件を満たすものでなければならない。					
中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合制度の運用について (平成21年3月30日付け20経第892号愛媛県経済労働部長通知)					
4 定款変更の認可(法第5条の23第3項)					
(2) 定款変更の認可の基準は、1の(3)の基準に準ずる。なお、事業の種類追加に係るものは、総組合員の一致による議決を必要とするものであり、また、事務所の範囲の拡大又は縮小は、所管行政庁を変更することとなる場合もあるので特に検討する。					
<1の(3)>					
(3) 認可基準は、法第5条の17第2項に規定されているが、第1号の「法令違反がないこと」については、定款、協業計画、事業計画の内容が現に施行されている法令一般に違反することとならないか、発起人及び組合設立同意者全員が組合員となる資格を有し、かつ、組合員になろうとする者であるか、その構成が中小企業者が4分の3以上を占めていることという要件を備えているか、創立総会が適法に開催されたか等を検討する。					
第2号の「経営的基礎を有すること」については、所要資金の調達の見込み、役員の実業能力、経済環境等を総合的に判断する。					
第3号の「生産性の向上に寄与するものであること」については、協業組合により単に形式的に事業を統合しても協業組合の事業に関して実質的には各組合員が従来どおり独立採算で行うような場合には、本号には該当しないものであり、協業することによってコストの引下げ、能率の増進等生産性の向上に寄与するものであることを証する書面の提出を求め等、協業の成果について検討を行う。					
なお、協業組合が一手販売等を行うことにより不当に対価の引上げとなるような場合は、生産性の向上に寄与するものとは考えられず、公正取引委員会からの請求の対象ともなるので特に検討する。					
中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて (平成24年1月16日付け23経第585号愛媛県経済労働部長通知)					
2 定款変更認可申請書及び添付書類					
定款変更認可申請手續については、法施行規則第79条及び様式第5に規定されているとおりであるが、その書類の記載事項等については、次により指導する。					
(1) 変更理由書					
変更理由書には、定款変更を必要とする理由を詳細に記載する。					
(2) 定款中の変更しようとする個所を記載した書面					
定款中の変更しようとする個所を記載した書面には、変更前と変更後の個所を明確に对照					

しうるように（たとえば変更個所に傍線を付する）記載する。

定款の変更が事業の追加にかかるものであるときは、協業計画書及び協業する旨を記載した書面を、事業計画書又は収支予算書にかかるときは、定款変更前及び定款変更後の事業計画書又は収支予算書をも提出させなければならないが、この場合、提出された事業計画書又は収支予算書の内容は、これらをそれぞれ対比して定款変更に伴う事業規模の拡張又は縮少が判然とするよう記載する。

(3)定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

ア 総会又は総代会の議事録の謄本には、次の事項を記載すること。

- (ア) 招集年月日
  - (イ) 開催の日時及び場所
  - (ウ) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法（本人、書面、代理人の別。）
  - (エ) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
  - (オ) 出席した理事又は監事の氏名
  - (カ) 議長の氏名
  - (キ) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
  - (ク) 議事の経過の要領及びその結果
  - (ケ) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
  - (コ) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
- イ 議事録の謄本には「原本に相違ない」旨の代表理事による証明を付すること。